

旭市公民連携ガイドライン

令和8年4月

旭市 企画政策課

目 次

1	はじめに	1
2	公民連携の定義	2
3	公民連携の目的	2
4	公民連携の基本姿勢	3
5	本市の現状・本市が目指す公民連携の姿	4
6	公民連携デスクの設置	5
	(1) 目的	
	(2) 主な機能	
	(3) 公民連携デスクへの提案の方法	
7	公民連携のプロセス	6
8	公民連携の手法	9
9	留意事項	11
10	お問い合わせ	12

1 はじめに

人口減少の進行やデジタル技術の急速な進化など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。行政のみで、複雑化・多様化する地域課題や市民のライフスタイルの変化に的確に対応していくことは困難になりつつあり、企業や大学、各種団体など（以下「事業者等」という。）の多様な主体との連携により、行政や地域が抱える課題の解決に取り組むことが不可欠となっています。

一方、事業者等においても、社会・地域貢献活動（CSR^{注1}）が広く浸透するとともに、企業利益と地域利益の共生（CSV^{注2}）の考え方に基づくビジネスモデルが注目されています。さらに、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs^{注3}）」の達成に向け、地域社会への積極的な貢献等が求められています。

本市では、これまでの取り組みに加え、令和7年3月に策定した「第3期旭市総合戦略」において、「市民・事業者・コミュニティ同士のつながりと公民連携により相乗効果を発揮できるまちづくりの推進」を重点プロジェクトとして掲げ、行政・市民・事業者等の多様な主体がそれぞれの強みを生かし、協働のまちづくりを進めるための仕組みづくりを推進しています。

こうした状況を踏まえ、市が抱える地域課題の解決や地域活性化、市民サービスの向上等を目的に、CSRやCSV、SDGsに取り組む事業者等のアイデアやノウハウを積極的に活用するため、事業者等からの連携に関する提案や相談を一元的に受け付ける窓口として、「公民連携デスク」を企画政策課企画調整班内に設置しました。

本ガイドラインは、公民連携の目的や目指す姿を明らかにするとともに、旭市が公民連携を推進していく上での基本的な考え方を整理したものです。

旭市は、本ガイドラインに基づき、多様な主体との連携・協働を一層推進し、市政の発展及び市民サービスのさらなる向上を目指して、積極的に公民連携に取り組んでまいります。

(注1) CSR (Corporate Social Responsibility) : 企業が事業を行う上で、経済的な利益だけでなく、社会や環境に与える影響を考慮し、責任ある行動をとることを求める考え方。

(例) CO₂ 排出量削減、ボランティア活動等

(注2) CSV (Creating Shared Value) : 企業が事業を通じて社会に貢献することで、同時に自社の利益も向上させ、社会価値と企業価値を両立させる経営戦略。

(例) 社会的な課題である環境や健康などを解決する製品を販売し利益を得る等

(注3) SDGs (Sustainable Development Goals) : 2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための世界共通の開発目標。「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために、2030年までに目指すべき17のゴールと169のターゲットから構成されます。

2 公民連携の定義

公民連携とは、行政と事業者等が互いを対等なパートナーと認識し、それぞれの有する資源やノウハウ、強みを生かしながら、地域課題の解決や地域経済の活性化、市民サービスの向上等に協働で取り組むことをいいます。

行政と事業者等が役割を分担し、連携・協力することで、双方がまちづくりの一翼を担い、相乗効果の創出を目指します。

公民連携の手法は多様であり、公共施設の整備や管理運営に関するものから、各種サービスの提供や地域活性化に資する取り組みまで、幅広い形態が存在しています。

(例) 連携協定、PFI^{注4}、指定管理者制度、広告事業、ネーミングライツ等

(注4) PFI (Private Finance Initiative) : 民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を行う手法。

3 公民連携の目的

本ガイドラインでは、本市が公民連携を推進する目的を、次のとおり整理します。

① より質の高い公共サービスの提供

公民連携により、事業者等が有する多様なアイデアや専門的なノウハウを積極的に活用し、効率的かつ効果的で、質の高い公共サービスの提供を図ります。

② 新たな事業機会の創出

本市が行政ニーズや地域課題を能動的かつ積極的に事業者等へ発信することで、民間のアイデアやノウハウを最大限に引き出し、それらを活用した公民連携事業の創出を促進します。これにより、事業者等にとっての新たな事業機会の創出につながります。

③ 地域経済の活性化

公民連携による新たな事業の創出や、既存の市保有資産の民間活用等を通じて、雇用の拡大、企業誘致、まちのにぎわいの創出などを促進し、地域経済を活性化させます。

④ ウェルビーイング^{注5}の向上

公民連携を通じて地域のつながりや活躍の場を広げ、市民同士の『支え合い』と『居場所づくり』を促進します。誰もが生きがいを持ち、心身ともに健康的に暮らせる環境を整えることで、市民のウェルビーイングの向上を目指します。

(注5) ウェルビーイング: 心身の健康に加え、感情として幸せを感じたり、社会的に良好な状態を維持していること。

4 公民連携の基本姿勢

公民連携の推進にあたっては、「公」と「民」が対等なパートナーとして互いの役割や立場を尊重しながら連携することを基本とし、次の3つの姿勢に基づき、効果的かつ持続的な連携を目指します。

① 対等な関係に基づく対話と協働

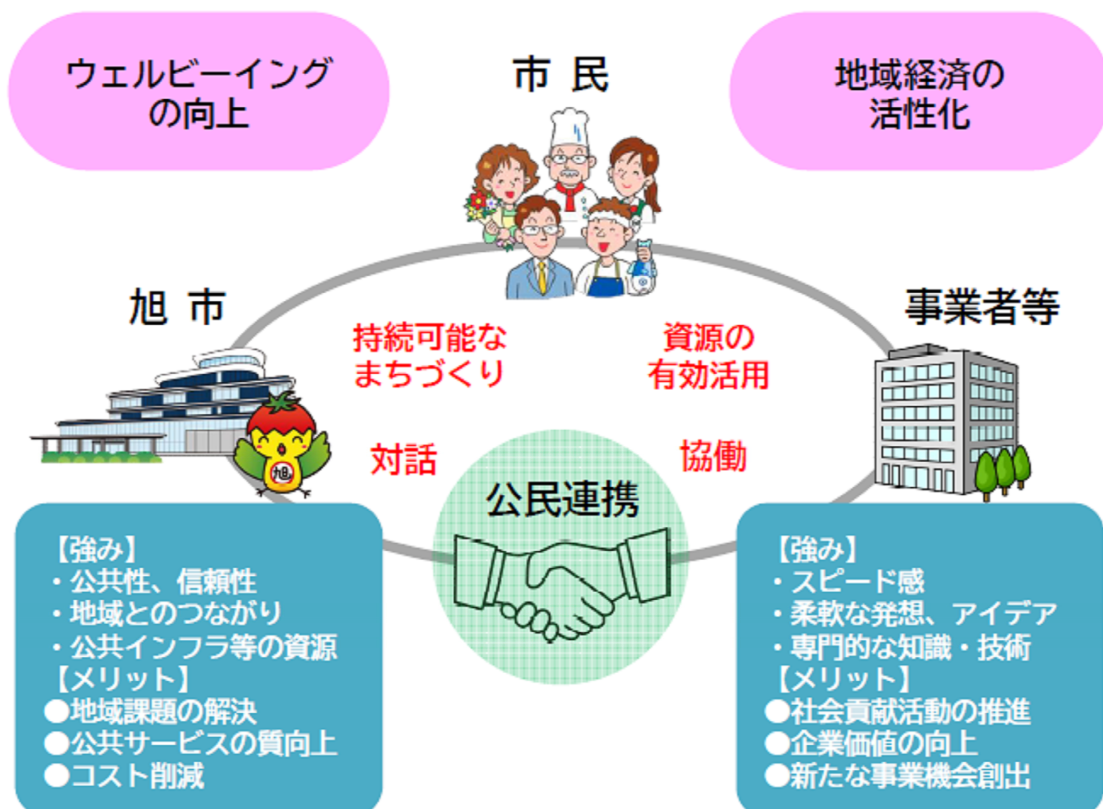
対話を重ねながら相互理解と信頼関係を築くとともに、公民連携により達成すべき目標を明確にすることで、「公」と「民」との間の最終的に目指す姿の相違を防ぎ、共通の目標に向けた協働を進めます。

② 互いの立場を尊重した資源の有効活用

限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を有効に活用するために、本市と事業者等が互いの立場や責任を理解・尊重したうえで、知識やノウハウ、ネットワーク等を共有し、それぞれが持つ強みを生かした役割分担により、課題解決を目指します。

③ 市民、事業者等、行政の「トリプルWIN（三方よし）」の関係構築

公民連携の取組においては、市民のメリット、事業者等のメリット、行政のメリットがバランスよく得られることを重視します。この「トリプルWIN（三方よし）」の考え方にに基づき継続的で発展的なパートナーシップの構築を目指します。



5 本市の現状・本市が目指す公民連携の姿

本市における公民連携の現状と目指す公民連携の姿について、次のように整理しました。

区分	現状	目指す姿
① 組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・民間からの提案に対し、各課が各々の方針で個別に対応している。 ・各課の所管をまたぐような、横断的な課題に対する調整機能が弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課が本ガイドラインの考え方に基づき主体的に公民連携を行っており、専門窓口が必要な支援を行っている。 ・専門窓口が横断的な課題に対する調整役を担い、各課もそうした課題の解決に向け積極的に取り組んでいる。
② 組織風土	<ul style="list-style-type: none"> ・本市職員に公民連携によって地域課題等を解決するという意識が根付いておらず、特別なものという認識がある。 ・公平性についての説明責任やリスク管理の観点から、本市職員が公民連携に必ずしも積極的でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民連携が確立された手法となり、各課において自発的に公民連携が行われている。 ・公平性やリスク管理の観点を本市職員が十分に理解し、各課において積極的に公民連携が行われている。
③ 公民連携に係る仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公民連携に関して、本市としての基本的なルールやプロセスが体系化されていない。 ・公民連携に関して、本市において組織的に情報交換を行う仕組みがなく、過去の先行事例やノウハウが十分に蓄積・共有されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市職員が基本的なルールやプロセスを理解しており、本ガイドラインに基づいた効率的・効果的な公民連携が行われている。 ・専門窓口や各課において先行事例やノウハウが十分に蓄積・共有され、効率的・効果的・継続的な公民連携が行われている。
④ 公民の相互理解	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等の持つ課題解決に資する具体的な強みが分からない。 ・事業者等にとって、行政が抱える課題やニーズが見えにくい。また、公民連携に関する提案先が分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民が互いを理解し、本市からの地域課題・ニーズの積極的な発信に対し、事業者等から積極的な提案がされている。

6 公民連携デスクの設置

(1) 目的

公民連携に関する事業者等からの提案について、本市ではこれまで各担当課が個別に対応してきました。しかし、事業者等においては提案内容やアイデアによって担当課が分からず、複数の課を訪問する必要が生じるなど、横断的な調整を行う窓口が明確ではありませんでした。

そこで、地域課題等の解決に資する事業者等からの提案・相談を一元的に受け付けるとともに、提案の具体化や実現に向けた伴走支援を行うため、**「公民連携デスク」を企画政策課企画調整班内に設置**します。

なお、すべての事業者等との対話を公民連携デスクが担うものではなく、提案内容に応じて担当課が明確な場合等については、従来どおり各課において対応します（従来までの事業者等と担当課の関係性を妨げるものではありません）。

(2) 主な機能

① 一元的窓口機能（コンシェルジュ機能）

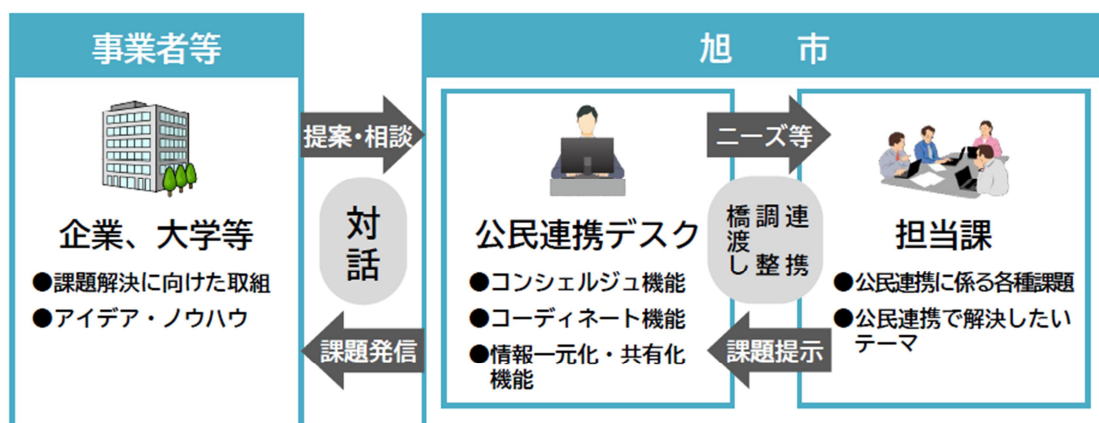
開かれた対話の窓口として、常時、公民連携に係る事業者等からの提案を受け付けるとともに、提案者と担当課との調整・橋渡し役を担います。また、事業者等、庁内各課からの公民連携に関する相談や問い合わせに対応します。

② 伴走支援機能（コーディネート機能）

これまでにない新しいアイデアや、複数の担当課にまたがる横断的な提案等に係る総合的な調整を行います。各担当課と連携・協力し、地域課題等の解決に資する提案の実現に向けて、企画段階から事業化までの伴走支援に取り組みます。

③ 情報一元化・共有化機能

庁内から寄せられた提案や課題、実施した全ての公民連携事業の内容、得られた知見やノウハウを収集し、一元的に管理します。また、蓄積した情報や事例を庁内で共有するとともに、必要に応じて事業者等に情報提供を行うことで、新たな公民連携事業の創出や取り組みの横展開を促進します。



(3) 公民連携デスクへの提案の方法

提案方法については、自由提案型と課題提示型の2種類とします。

① 自由提案型（フリー型）

事業者等が、本市との公民連携を希望する事業やアイデア等を、特定のテーマに捉われることなく、自由な発想で提案するものです。

② 課題提示型（テーマ型）

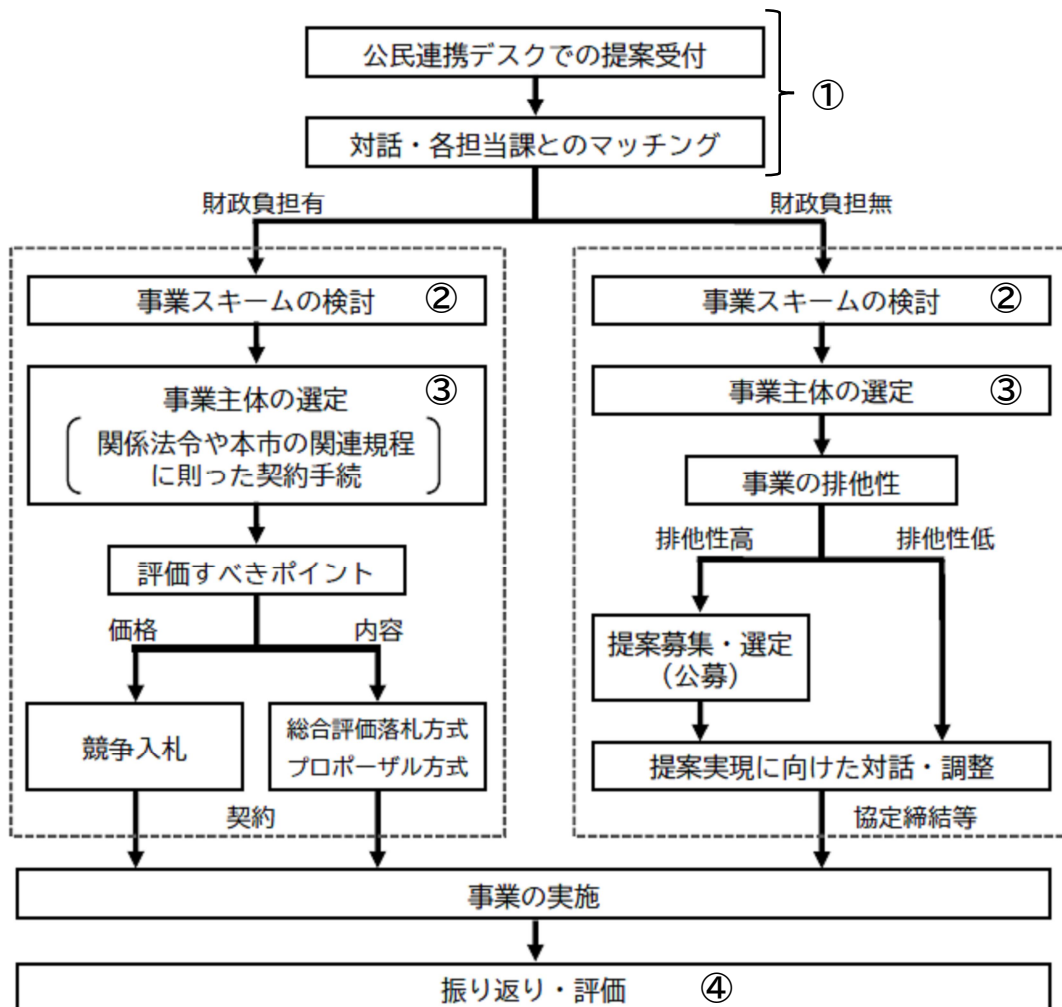
本市が抱える地域課題等のテーマを示し、その課題の解決につながる連携事業の提案やアイデアを事業者等から募集するものです。

7 公民連携のプロセス

公民連携デスクを通じた公民連携事業の事業化プロセスは、次のとおりです。

※事業の提案者が必ずしもその実施主体とはならない場合があります。

※指定管理者制度など、個別のガイドライン等に具体的な手続きや運用方法等が規定されている公民連携手法については、それぞれの規定に応じて、別途適切な手続きを進める必要があります。



① 提案段階

■民間からの提案受付

- ・ 公民連携デスクにおいて、地域課題等の解決に資する提案を専用フォームにより受け付けます。

※単なる営業等を目的とする場合は、提案受付を不可とすることがあります。

■対話・各部署とのマッチング

- ・ 本市において、受け付けた提案の実現可能性や地域課題等の解決に資するかどうかを検討します。有益と考えられるものについては、本市の各担当課が抱える課題やニーズ、提案者が有する強みや想定する事業スキーム（本市の財政負担の有無や本市に求める役割等）に関して、対話により互いの認識を共有します。

② 構築段階

本市に財政負担が生じる提案の場合

■事業スキームの構築

- ・ 提案者との対話やその他の情報収集の内容を踏まえ、各担当課において事業スキームの構築を行います。

※財政負担には、事業実施時に必要な財政負担だけでなく、事業を継続的に実施する場合における保守管理など事業実施後に生じる財政負担も含まれます。

本市に財政負担が生じない提案の場合

■事業スキームの構築

- ・ 各担当課において、提案者との対話を継続し、連携に係る双方のメリット、役割分担、想定スケジュール等について互いの認識を共有し、事業スキームの構築を行います。事業の実施に至らない場合は、その理由を提案者に説明します。

■排他性の確認（8 ページ参照）

- ・ 当該連携事業に係る排他性について確認し、本市と提案者との間で③における実施主体選定方法に係る認識を共有します。

③ 実施主体選定段階

本市に財政負担が生じる提案の場合

■実施主体の選定

- ・ 関係法令や本市の関連規程に則り、適切な契約手続により実施主体を選定します。

本市に財政負担が生じない提案の場合

■実施主体の選定

- ・事業の排他性を踏まえ、実施主体を選定します。排他性が高い場合は、公平性の確保のため、公募により実施主体を選定します。
- ・事業の実施にあたっては、本市と実施主体との間の役割分担と責任の所在等を明確にするため、必要に応じて協定の締結等を行います。
※ここで締結する協定等は、当該連携事業の実施に向けて必要な事項を定めるものであり、将来的な契約締結等を約束する内容など、互いの債権・債務が生じる事項を含めることは原則としてできません。

④ 振り返り段階

■振り返りの実施

- ・各担当課及び実施主体の双方で、事業の実施結果の振り返りを行います。

■今後の事業継続に向けた検討

- ・事業を継続的に実施する場合は、振り返りの結果を踏まえた改善を検討し、より効率的、効果的、持続的な事業の実現を図ることで、公民連携の好循環を作りだしていくことを目指します。
- ・事業の継続にあたり、本市の費用負担が生じる場合には、関係法令や本市の契約関連規程に則り、適切な手続きを進めていく必要があります。

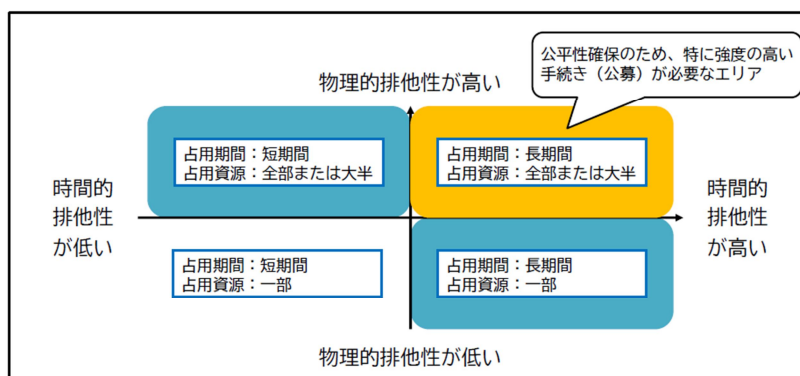
<「事業の排他性」について>

排他性とは、「提案者以外の者が同様の公民連携事業を提案したい場合、その者が同様の公民連携事業を実施できるか否か」をいいます。

排他性は「時間的排他性^{※1}」「物理的排他性^{※2}」の2つの要素から考慮する必要があり、排他性が高い提案事業については、財政負担が発生する事業と同様に、原則として公募によって実施主体を選定し、公平性を確保する必要があります。

※1 提案者が占有する期間の長短が、他者の使用・参入などの排除に与える影響。

※2 提案者が占有する行政資源（面積・空間・その他物理的な部分）の大小が、他者の使用・参入などの排除に与える影響。



8 公民連携の手法

取り組みの目的や性質に応じて、次のような公民連携手法を選択することにより実施していきます（複数の手法を組み合わせる場合もあります）。

※市の財政負担を伴うものや、公募の必要があると判断した場合などは、入札・プロポーザル等を実施します。

図表 具体的な公民連携手法の概要

連携手法	概要
PFI ※Private Finance Initiative	民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を行う手法。
Park-PFI	都市公園において、飲食店等の収益施設の設置・管理を行う事業者等を公募し、選定された事業者が収益施設と園路等の公共部分を一体的に整備する手法。
デザインビルド方式	市が資金調達を行い、民間が公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を一括して行う手法。
指定管理者制度	民間の有するノウハウを活用し、公の施設の管理・運営を行う手法。 （例）おひさまテラス
業務委託	行政では対応できない業務、もしくは民間が対応した方が効果的・効率的な業務について、事業者等に委託する手法。
包括連携協定※	協定を締結し、市民サービスの向上や地域活性化に向け、市民生活の幅広い分野において取り組みを進める手法。
個別協定	協定を締結し、市民サービスの向上や地域活性化に向け、特定の分野において取り組みを進める手法。
実証実験	先進技術や新たな制度等について、期間・エリア等を限定した実証を行うことで、有効性の検証や問題点の把握等を行い、プロジェクトの推進を図る手法。
特区・規制緩和	地域を限定して各種規制に関する特例措置を行い、従来は法的に困難だった先駆的・実証的な取り組みを促進する手法。

連携手法	概要
民間提案制度	民間独自のアイデア・創意工夫を生かしつつ地域課題等の解決に資する提案を受け付け、行政と民間が互いに対話を進めながら、新たな事業機会の創出と課題解決に取り組む手法。
サウンディング	事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話から民間の意見や新たな提案の把握等を行い、対象事業の検討を進展させることを目的とした手法。 (例) 旭市旧海上中学校跡地の活用に係る市場調査
公共施設等の有効活用	学校や文化施設等で、公共施設としての役割を終えたものを、事業者等が再利用する手法。事前にサウンディングを行い、商業施設や住民の交流施設として活用している事例がある。
企業版ふるさと納税	国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度。損金算入による軽減効果と合わせ寄附金の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる。
企業版ふるさと納税（人材派遣型）	企業が寄附を行う際に、あわせて専門的な知識やノウハウを持つ人材を寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として派遣する制度。派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる。
広告事業	市のホームページ、広報、印刷物等を事業者等の広告媒体として活用する手法。
ネーミングライツ	公共施設等の名称に企業名や商品名、愛称などをつける権利で、その対価により財源確保や施設維持費の軽減を目的とした手法。
PFS ※Pay For Success	国または地方公共団体等が、事業者等に委託等する事業であり、解決すべき社会課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標の改善状況に連動させる手法。
SIB ※Social Impact Bond	PFSによる事業のうち、事業者が資金提供者から資金を調達し、地方公共団体等から受けた支払いに応じて返済等を行う手法。

※別途、[「旭市と事業者等との包括連携協定に関するガイドライン」](#)において、包括連携協定に関する必要な事項を定めています。

9 留意事項

(1) 受け付けすることのできない提案

次のいずれかに該当する場合は、提案を受け付けられません。なお、提案受け付け後において、次のいずれかに該当する事実が判明した場合には、提案採用の検討又は連携を中止します。

① 提案者に関すること

- ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者
- イ 本市から指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している者
- エ その他、本市が提案を受け付けることが相応しくないと判断した者

② 提案内容に関すること

- ア 法令や公序良俗に反する場合
- イ 政治、宗教、選挙活動を目的とする場合又は関連性や要素がある場合
- ウ 公共性、公平性に問題がある場合
- エ 提案者の直接的な営業又は広告宣伝を主たる目的とする場合
- オ 本市の施策や条例・規則等に反する場合
- カ 関係法令に基づき取り組みの実施に必要な許可・登録を受けていない場合
- キ その他、本市が連携を行うことが相応しくないと判断した場合

(2) 事業の実施可否について

事業提案を受け付け後、事業化の可否について協議を行いますが、予算規模や事業スケジュール等によってはすぐに事業化されない場合があります。

(3) 契約手続きについて

法令及び本市の契約上のルール等により、随意契約を保証した提案募集を除く提案については、改めて公募等の手続きが必要となります。そのため、契約までに時間を要する場合や提案者が契約者とならない場合があります。

(4) 予算措置について

公共施設の管理等一部の手法を除き、提案される公民連携に係る事業については、原則として市の財政負担を要しないものを想定しています。ただし、公募により事業を実施する事業者の選定が必要な場合等は、必要に応じて予算化を検討します。また、提案された事業の成立・不成立に関わらず、提案のために係る諸費用等については、市は負担しないものとします。

(5) 情報の取り扱いについて

公募等の手続きにおける仕様の作成にあたり、提案者から得た情報の全部または一部を利用することがありますが、いただいた提案には提案者の持つ知識やノウハウのほか知的財産が含まれることを十分に理解の上、その取り扱いについては慎重に判断します。

(6) ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインは、社会情勢の変化等に鑑み、必要に応じて見直すものとします。

10 お問い合わせ

企画政策課 企画調整班（公民連携デスク）

TEL：0479-62-5307

E-mail：kikaku@city.asahi.lg.jp